

松江市告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届け出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年2月18日

松江市長 松 浦 正 敬

事業者		休止する 事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 イフー光	ハピネラ 三重県津市西丸之内36 番25号	居宅介護支援	ハピネ在宅介護支援セ ンター松江	松江市学園二丁目33 番地27号	令和元年12月1日